

Information 健康福祉課

広野町金婚祝申込受付を行います

令和3年中に金婚を迎えられるご夫婦（昭和46年に結婚されたご夫婦）は、金婚祝にお申込みください。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

●対象者 町内に住所を有し、令和3年12月31日までに婚姻50年を迎えるご夫婦及び既に資格を得ながらまだ記念品を受けていないご夫婦。

●申込期限 令和3年5月12日（水）～
令和3年7月2日（金）

●申込方法 広野町役場健康福祉課（③窓口）に申請書類がありますので申込をお願いいたします。

※広野町に本籍があるご夫婦は申込書のみ提出をお願いいたします。

問 広野町 健康福祉課 保健福祉係
☎0240-27-2113

Information 町民税務課

町税等の納付は、口座振替をご利用ください！

固定資産税は5月31日が納期限です

固定資産税（1期）の納期限などは、次のとおりです。

●納期限 令和3年5月31日（月）

●納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店
②福島さくら農業協同組合 本・支店
③東邦銀行 本・支店
④いわき信用組合 本・支店
⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
⑥福島銀行 本・支店
⑦大東銀行 本・支店

⑧広野町役場 出納室

⑨コンビニエンスストア

●口座振替日 あぶくま信用金庫
令和3年5月31日（月）
その他の金融機関
令和3年5月27日（木）
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 福島広域雇用促進支援協議会

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」

福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

就職相談

あなたの「働きたい」をサポートします！
「応募までの一歩が踏み出せない」「自分の強みやアピールポイントがわからない」「早く就職するために計画的に進めたい」「たくさん応募しているのに採用されない」こんな困りごとはありませんか？

就職活動の進め方やハローワークの活用方法など、相談員がさまざまなアドバイスをいたします。

あなたのサポーターがここにいます！

●電話 フリーダイヤル 0120-810-650

●受付時間 平日午前9時～正午、
午後1時～午後4時30分

●メール ホームページ
(<https://fkkoyou.net/>)の
専用フォームから24時間受付中

●窓口 ※予約制（フリーダイヤルにて
お問合せください）



【求職者向け】コミュニケーション能力講座

人との関わり方、信頼関係を築くコミュニケーション術を楽しく学ぶ講座です。

自分の強み・持ち味を知って相手に届く伝え方を身に付け、就職活動の自己アピールに役立てましょう！

●日時 ①6月22日（火）午後2時～午後4時30分
②7月1日（木）午後1時～午後4時30分
③7月9日（金）午後2時～午後4時30分
④7月21日（水）午後1時～午後4時30分

●会場 会場開催とオンライン開催があります。詳細はホームページでご確認ください。

●定員 各20名程度

●締切 ①6月15日（火） ②6月24日（木）
③7月1日（木） ④7月14日（水）

※申込締切後、当該事業の主旨に基づき厳正に選考し、選考結果は電話にてご連絡します。

※企業申込型もあります。詳細についてはホームページをご覧ください。



働きたいネット 検索

問 福島広域雇用促進支援協議会 広野窓口（広野町産業振興課内）
☎0240-23-5586 ファク0240-23-5587

Information 復興企画課

東日本大震災に係る住宅再建支援について

東日本大震災により被害を受けた住宅の再建にかかる各種助成についてお知らせいたします。

1 地震津波被災者等住宅再建支援事業補助金

※申請期限が延長されました。

(1) 対象者

①津波被災住宅、地震被災住宅

※次の条件をすべて満たす世帯

(ア) 平成23年3月11日に町内の持ち家に居住していたこと

(イ) 町内に住宅の建設または購入を行う世帯については、住宅のり災程度が全壊、大規模半壊または半壊解体（※1）であること

住宅の修繕を行う世帯については、住宅のり災程度が全壊、大規模半壊または半壊であること

②町内に住宅の建設または購入を行う転入者

※次の条件をすべて満たす世帯

(ア) 平成23年3月11日において町外の持ち家に居住していたこと

(イ) 住宅のり災程度が全壊、大規模半壊または半壊解体（※1）であること

(ウ) 平成23年3月11日に居住していた自治体による防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業および本制度と同様の支援制度の補助を受けない者

(2) 支給額

区分	被災の程度	補助率	上限額
津波被災住宅、地震被災住宅			
住宅の建設または購入	大規模半壊以上（半壊解体含む）	1/10（※2）	250万円
住宅の修繕	大規模半壊以上	1/10（※2）	150万円
	半壊	1/10	50万円
町内に住宅の建設または購入を行う転入者			
住宅の建設または購入（住宅用地の購入含む）	大規模半壊以上（半壊解体含む）	1/10（※2）	20万円

※1 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※2 受給した被災者生活再建支援金（加算支援金）を控除した後の補助率

(3) 申請期限

令和5年3月31日まで

(4) 申請先

復興企画課企画振興係

2 被災者生活再建支援金

※申請期限が延長されました。

(1) 対象者

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(2) 支給額

支給額は、基礎支援金および加算支援金の双方の支援金の合計額となります。ただし、単身世帯は3/4となります。

区分	住宅の状況	金額
基礎支援金	①全壊 ②半壊	100万円
	③長期避難	
	④大規模半壊	50万円
加算支援金	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃借	50万円

(3) 申請期限

令和4年4月10日まで

(4) 申請先

復興企画課企画振興係

問 広野町 復興企画課 企画振興係

☎0240-27-1251

Information 町民税務課

「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設について

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、6月1日を中心に、人権擁護委員が特設人権相談所を開設して人権相談に応じたり、全国的な啓発活動を実施しています。

今年も6月1日（火）に広野町役場にて、午前10時から午後3時まで特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催日などを変更する可能性がありますので、お越しになる際は、事前に最寄りの法務局までご連絡ください。

なお、「人権擁護委員の日」に限らず、電話相談を実施していますので、悩みごとがありましたら下記のダイヤルにお電話ください。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
子どもの人権110番 ☎0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810